

保護者様へ

木更津市学校給食費の取り扱いについて

現在木更津市では、保護者からの申し出により給食を欠食することができ、欠食となった場合は、年度末3月に請求する給食費を調整し、請求または還付します。

欠食をする場合の要件などについては以下のとおりとなります。

【給食を欠食する場合の要件について】

欠食の種類	届出の要否	欠食する条件	必要な書類	欠食開始日
給食(全て)	○	病気、事故等により連続 5日以上欠食 (土日、祝日を除く)	給食欠食届 給食費徴収休止の申出書※	<u>調理場が連絡を受けてから4営業日後</u>
牛乳のみ	○	医師の診断による	飲用牛乳提供中止届出書 医師の診断書または学校生活管理指導表の写し	<u>調理場が連絡を受けてから4営業日後</u>

※毎月の給食費の請求を止める条件

欠食期間が2ヶ月以上(見込みを含む)の長期となるとき、給食費徴収休止の申出書と給食欠食届が提出され学校給食課で受理されると、次回請求月から毎月の給食費の請求を停止します。

※下記条件では毎月の給食費の請求は継続します

欠食期間が2ヶ月未満の時は徴収を継続し、年度末3月請求分から給食費を調整します。
この場合は給食欠食届を提出すると、年度末3月請求分から給食費を減額します。

欠食をしたい場合は
在籍する学校へご相談ください



裏面へ続きます



・牛乳を欠食し、年度末3月の給食費が減額される条件

飲用牛乳提供中止届出書と1年以内の医師の診断書、または学校生活管理指導表（飲用牛乳の提供不可との内容を記載したもの）を提出した人が対象です。診断書等の費用は保護者負担となります。

（ただし、食物アレルギー以外の場合、医師が、在学中に病状の変化が起こらない等の理由から毎年診断書の提出が不要と判断し、その旨の記載が診断書にある場合は、診断書は初回の添付のみで可とします。）

牛乳の好き嫌いでは欠食、減額できません。

牛乳を欠食する場合は、牛乳の代替品（ジョアなどの乳酸菌飲料等）が給食に出る日でも提供されません。

また、給食時の牛乳のみの提供は対応しません。



・食物アレルギーによるパンの欠食における減額について（除去食対応者の皆さんへ）

パンを欠食した場合でも、給食費の減額はしません。（従来通り提供も行いません）

パンの価格はパンの種類や学年によって異なり、実際の額を個別に減額することが難しい状況ですので、ご理解くださるようお願いいたします。



・インフルエンザ等による学級閉鎖時の給食費について

インフルエンザ等による学級、学年、学校閉鎖等やむを得ない理由のため緊急に学校給食を提供することができないときは、給食費の減額は行いません。（木更津市学校給食管理規則第9条）

食材の発注を前もってとめることができないため、食材料費が発生していることをご理解ください。

・食品ロス対応について

近年、新型コロナウイルス感染症や大型台風など、やむを得ない理由のため、緊急に休校となるケースが増えており、急きょ給食の提供を行わない事態が発生することがあります。

この場合の給食費については、減額は行わないこととなっています。

しかし、給食の食材料費は保護者負担で成り立っていることから、急な臨時休校の場合は、食材の発注取り消しを行い、食材費がかからないように努力しております。

また、やむを得ずキャンセルが効かなかった食材については次回の給食で使用できる食材以外は廃棄をしているのが現状です。

木更津市としてSDGsの観点から、食品ロスを減らすため、発注取り消しができなかった食材については、フードバンクや子ども食堂への有効活用を行っておりますことをご理解ください。



お問い合わせ先
木更津市教育委員会
学校給食課
TEL 0438-23-8440